

農業と労働

『日本労働研究雑誌』編集委員会

いわゆる労働問題は近代産業社会の成立、つまり工業化による雇用就業の拡大にともなって発生した。その意味で、家族経営を主とする農業はいうなれば「産業化以前の産業」とされてきた。だが近年、経済政策として農業改革が成長戦略の一つに据えられるなど、「新たな産業」として農業への関心が高まりつつある。新規就農者においても農業法人等に雇用される形が目立つようになってきている。にもかかわらず、農業における雇用・労働の実態はまだよく知られていない。この農業と労働の間隙を埋めるために本特集を企画した。本誌が農業を特集するのは初めてであり、中には雇用・労働の前にそもそも農業という産業の性質すらよく知らないという読者もいるだろう。この点も含めて、農業で働くということの課題が理解できるように以下の論文を掲載している。

1本目の松久論文は、政府統計を用いて農業における雇用の長期的動向と雇用就農者の特徴を明らかにしている。その分析によれば、農業の雇用は1960年代に大幅に減少したが70年代から増加に転じ、今日まで増加し続けている。雇用就農者の男女比には作目による差があり、男性は畜産や園芸、女性は園芸の中でも軽作業が多い野菜や切花・鉢類といった花きの雇用増がそれぞれの雇用を増やす要因となっている。就農者の年齢にも特徴があり、2000年以降は男女ともに39歳以下の割合が高い。ここには技能実習生を中心とする外国人も含まれる。加えて、定年退職者が多く含まれる55～69歳層の男性や90年代に他産業での雇用機会に恵まれなかった1946～69年生まれの中老年女性の割合も高い。しかしながら、農業雇用者の絶対数を考えると、男女計が最も増加した2000～05年においてもその数は3万6000人であり年間1万人にも満たない。販売金額が3億～5億円の大規模経営であっても常雇は「10～19人」の割合が高く、他産業に比べれば小規模である。こうした現状を踏まえて松久論文は最後に「労働力不足が深刻化する中で、他

産業との競合から農業が選択されるような条件整備が必要である」と述べている。

農業雇用の労働条件として2本目の一瀬論文は、臨時雇の時給を日本とオランダで比較しているが、オランダの時給は日本の2倍程度である。オランダの農業にも外国人労働者はいるが、ルーマニアやブルガリア等の東欧諸国出身の出稼ぎが多い。農業の週の標準労働時間は38時間であり、フランスの35時間より長い。スウェーデンやドイツの40時間よりは短い。良質な農業雇用を実現しているようにみえるが、その背景にはオランダの農業の高い生産性がある。オランダは世界第2位の農産物輸出国として近年注目を集めているが、穀物は輸入に頼り、国内生産は花き、野菜、畜産物、乳製品等の高収益作物に特化している。オランダにおいても主流は家族経営であるが、トマトやパプリカ、キュウリ等を温室で栽培する園芸と、フルーツ、ベリー、ブドウ、オリーブ等の永年作物は雇用労働に大きく依存しており、日本に比べると相対的に雇用の導入が進んでいる。人材育成の面でも日本とオランダには違いがある。日本は農業高校や農業大学校、農学系の大学・大学院、専門学校等で農業人材を育成しているが、就農にあたって特定の教育課程を修了している必要はない。一方、オランダで就農するためには後期中等職業教育を修了している必要があり、農業経営者になるには後期中等職業教育を修了した後、応用科学大学の高等職業教育を修了する必要がある。

このようなオランダの例は、良質な雇用機会を増やすために事業としての農業の収益力を高めることの重要性を示唆している。だが、3本目の山下論文は日本の農政が農業収益の向上を阻んでいるという。たとえば、農地法は耕作者が土地の所有者となる自作農主義であるため、ベンチャー企業が株式会社として農業に参入することが困難である。また、同じ農業でも作目によって農業所得には違いがあり、野菜や果樹のようにそれほど広い土地を必要としない作目や酪農の所

得は大きいですが、広い土地を必要とする米は農業所得が著しく低い。背景として減反による高米価政策が零細兼業農家を米農業に滞留させ、大規模化してコストを下げることで収益を上げる努力を阻んでいるという。日本の米は輸出すれば高値で売れることや20ha以上の農地があれば夏場の稲作だけで1000万円以上の所得になるという例を示し、そうした潜在能力を生かしていない農政を問題にしている。

しかしながら、生産性を高めるための大規模化や機械化といった農業の近代化は、自然とかわる楽しみや農業者の主体性を奪うという批判がある。こうした言説に対して野口論文は農業法人創業者へのインタビューから、農業者の経済的収益性と非経済的充実感が両立しうることを明らかにしている。インタビュー対象者が営むネギの生産は単作化や機械化が進んでおり、農業も使うという意味で近代技術が導入された農業である。しかし、インタビュー対象者によれば、他の産業より産業として確立していない部分が多く、農業者が主体性を発揮できる余地は大きい。ネギづくりは理屈抜きにおもしろい、チャレンジの余地が無制限にあるともいう。だが非経済的な楽しみを追求する部分は経営全体の5%であり、残りの95%は堅い経営をしているという。つまり、近代的な農業経営によって経済性を担保しながらも、その延長線上に無限大のチャレンジという精神的充実を感じている。筆者はここに近代化を経た産業的農業の非経済的意味を見出している。

野口論文のインタビュー対象者は男性であったが、次の佐藤論文は女性に焦点を当て、農業における女性活躍の課題を検討している。現在でも女性は農業就業人口の約半数を占めるが、家族経営が主流の農村において女性は家事・育児等の担い手であるとともに無報酬の単純労働者とされてきた。産業としての農業の地位や魅力の低下もあり、「農家の嫁不足」が問題にもなったが、そうした厳しい状況を打開するため、農業を女性にとって魅力的なものにしようとする取り組みが始められている。農業も作りたいものを作れば売れる時代からマーケットインの発想が求められる時代になりつつあり、女性がつなぐネットワーク力や消費者・生活者目線等が農業生産現場に求められるようになっていくという。農村の閉鎖的な意識の壁は依然として厚

く、家族経営の農家における女性活躍には課題が残る。だが、絶対数は少ないものの農業法人の中には女性活躍推進の取り組みを行う先進的な経営体もあり、行政もそうした取り組みを支援し始めている。

最後の國武論文は農業への労働法の適用課題を検討している。農業においても従業員を1人でも雇用していれば、労基法の適用を受け、原則として労災保険と雇用保険への加入も義務づけられる。だが、労基法第41条は「労働時間、休憩及び休日」については農業、畜産・水産業を適用除外としている。その趣旨は農業労働の対象が自然物であり、業務が天候、季節、繁殖等の自然条件に大きく左右されるため、労働時間を人為的・画一的に規制することが事業の維持運営にとって困難であるとの考え方にもとづく。だが、技術革新によって自然条件に左右される度合いが低下しているケースも見受けられることや、生産だけでなく加工・販売等も行う農業経営の多角化を踏まえるならば、この第41条の適用除外を見直すことは検討課題になるという。また外国人技能実習生についてはこの第41条が適用されるとの見解が農林水産省から出されているが、これは日本人労働者よりも外国人技能実習生を優遇しているという見方もできる。なお、第41条は適用除外になっても年次有給休暇や深夜業に関する規定は適用される。しかし深夜業だけを例外扱いする合理的理由はあるのかという問題もある。さらに第41条以外の労基法や労契法は適用されることや労災保険・雇用保険への加入といった基本的労働条件を農業において確保すること、労働法の実効性確保、ワークルール教育といったことも今後の検討課題に挙げられている。

一連の論考を読むと農業という産業とそこでの働き方について新たな発見が様々にある。そして、今後の就業先、雇用の受け皿として農業にどのような可能性があるのか、検討を重ねるべき課題は何かということについて理解を深めることができる。本特集が農業と労働双方の研究にとって有益なものとなっていれば幸いである。

責任編集 池田心豪・深町珠由・水町勇一郎
(解題執筆 池田心豪)